

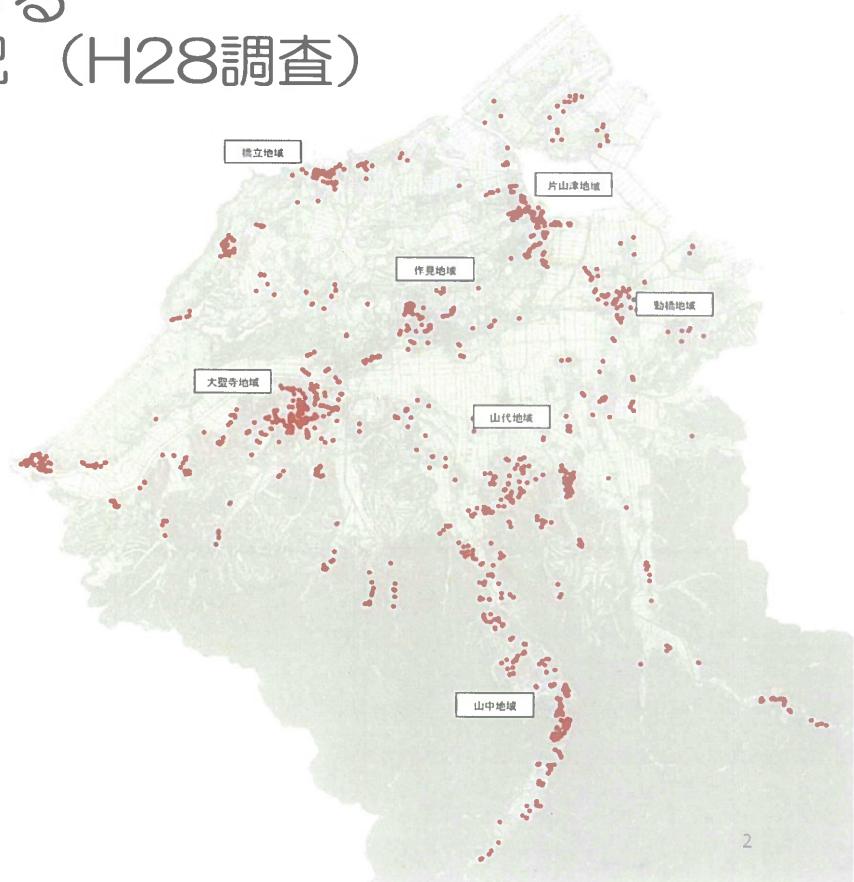
空き家対策における取組について



加賀市 環境政策課

加賀市における 空き家の状況（H28調査）

空き家の分布

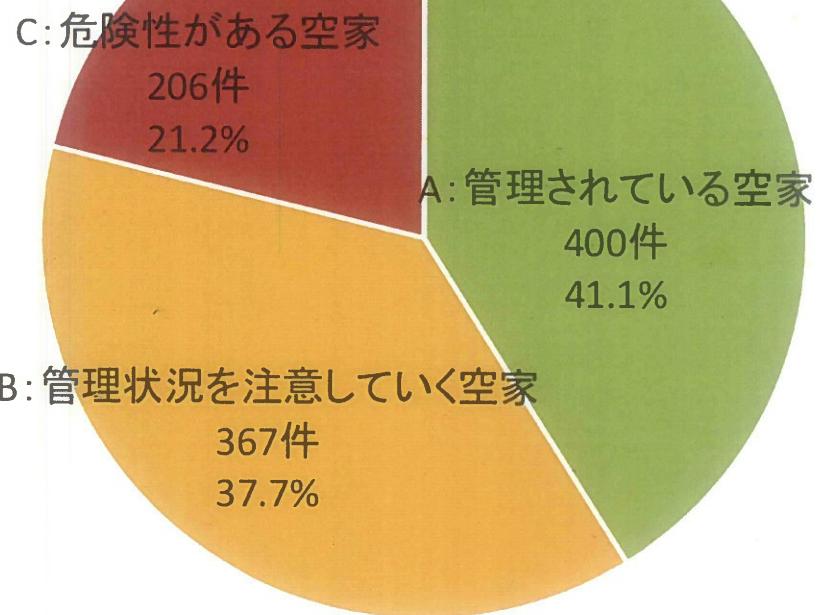


加賀市における空き家の状況

(H28調査)

空き家の状態

全数 973件



3

加賀市における空き家対策の窓口

【地域住民など】

- 近隣からの相談・通報
 - 倒壊
 - ごみ
 - 防犯
 - 防火
 - 雑草

所有者からの相談

- 売買
- 相続
- 解体

【加賀市】

空家等相談窓口
(環境政策課)

連絡

報告

連携

各担当課
課題ごとの
調査・対応等

専門家
建築
不動産
法律
など

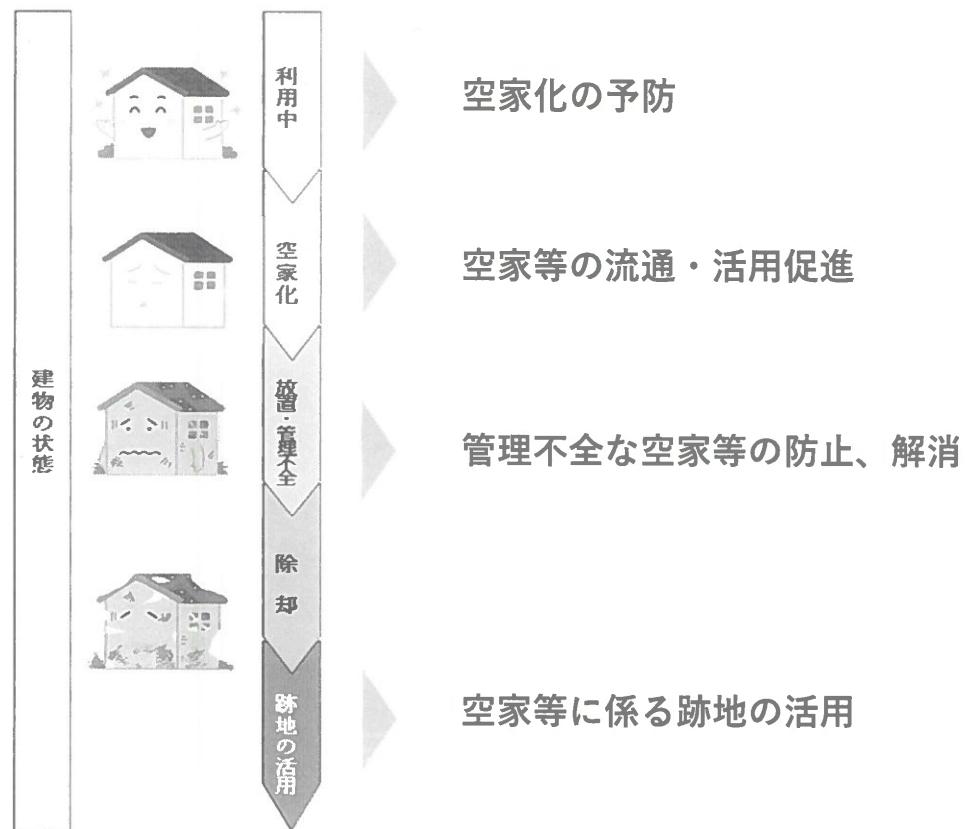
措
置

提
案

回
答

4

空き家対策の取組み方針



5

空家化の予防 木造住宅耐震改修

加賀市木造住宅耐震改修事業（概要）

【対象となる住宅】

- 昭和56年5月31日以前に建設された住宅又は店舗等併用住宅
- 耐震診断の結果、上部構造評点が0.7未満と判定された住宅
- 2階以下（地階無し）の住宅
- 在来軸組構法による木造の一戸建ての住宅

【対象となる内容】

- 耐震改修設計（耐震改修設計後、上部構造評点を0.7以上とする設計）
- 耐震改修工事（耐震改修工事後、上部構造評点を0.7以上とする）

【事業に係る補助額】

		補 助 率	補助限度額
耐震改修設計		2/3	20万円
耐震改修工事	一般地区	2/3	60万円
	重点地区		80万円

6

町屋再生事業

大聖寺地区内に残る町屋などの歴史的建物を対象として、修繕や構造の補強に対し費用の一部を支援します。

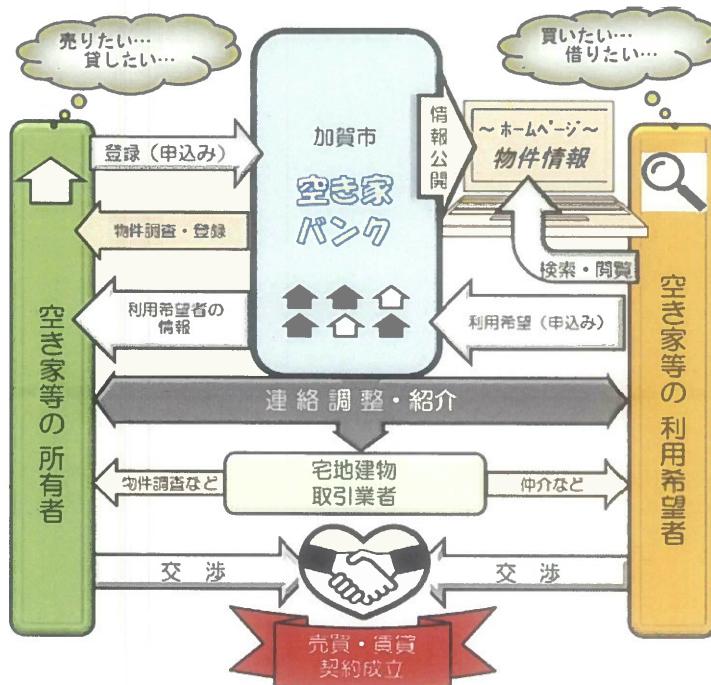


区分	補助内容	補助率	補助限度額
外観の修繕	・道路等から通常見える範囲の外観を対象とする ・町屋などの伝統建築形態を維持、回復するための工事で、漆喰等の伝統的な素材を用いたもの ・構造の補強・耐力上必要な主要構造部（柱、梁、筋交い、基礎等）の補強工事	1/2	150万円
構造の補強	・耐力上必要な主要構造部（柱、梁、筋交い、基礎等）の補強工事 ・構造部の維持に必要な防腐・防蟻工事	1/2	250万円
事業用部分の改修	・事業用部分の改修工事（ギャラリー・作業場・店舗等） ・賑わいの創出に寄与するもの	1/2	150万円

7

流通活用 空き家バンク

「空き家バンク」とは、有効活用できる空き住居に関する情報を登録し、移住希望者や住居をお探しの利用希望者へ紹介する制度です。



8

流通活用 移住住宅取得助成

加賀市に移住・定住するため、新たに住宅を建築または購入される世帯に、その住宅取得費の一部を助成します。

【補助要件】

- ・市内で対象住宅を取得する方（新築・建壳・中古住宅）
- ・転入前5年以上継続して市外に居住し、転入日から3年を経過していない人が同一世帯に含まれること
- ・居住開始日以降、5年以上加賀市に定住すること

【補助額】

- | | |
|-----|---|
| 基本額 | ・住宅取得費用：50%以内（上限70万円、土地の取得費を除く） |
| 加算額 | ・18歳以下の子ども（高校生以下）：1人につき20万円
・市内業者が施工した場合：一律 30万円
・敷地内緑化費用：30%以内（上限10万円） |

9

危険空家解体助成

市民の安全や良好な生活環境の保全を図るため、危険な空き家等の解体費の一部を助成します。

1. 補助対象の空き家等について

- ① 特定空家等のうちそのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれがあると判断したもの。
- ② 空家等危険度判定基準において、評点の合計が市で定めた基準以上と判定された建築物で、その周辺の生活環境を阻害していると認められたもの。

2. 補助金の額について

解体除却費用の3分の1以内（上限25万円）

10

法に基づく命令を行った空き家における 所有者による解体の事例

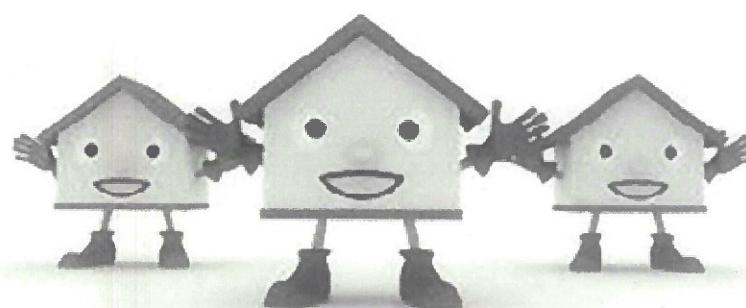
平成29年9月 1日 特定空家等に認定

平成30年2月13日 法に基づく解体命令を発令

平成30年4月12日 所有者が解体工事に着手



11



ご清聴ありがとうございました。

12